第2回地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会 発表資料

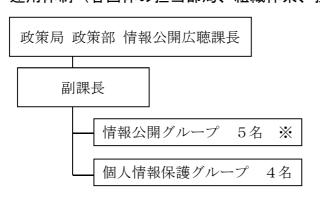
1 個人情報保護条例の実態(神奈川県個人情報保護条例)

(1)規定内容

- 制定経緯
- · 平成2年 神奈川県個人情報保護条例 制定
- → <u>都道府県で初</u>の条例制定 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法に先駆けて制定
- 定義・範囲
- 行政機関個人情報保護法と概ね一致するよう、所要の改正を実施 (例. 自己情報の利用停止制度の導入 等)
- 外部提供の際の手続等に関する規定等
- ・ 個人情報の目的外利用・提供の制限(条例9条) 法令等の規定に基づく場合等を除き、原則禁止(別紙「条例抜粋」参照)
- ・ オンライン結合制限(条例 10 条) 法令等の規定に基づく場合等を除き、原則禁止(別紙「条例抜粋」参照)
- → 「必要な保護措置」を講じることを条件に、審議会への諮問を不要とする旨 の答申を取得(別添「諮問・答申」参照)

(2) 運用実態

- 条例の執行状況(個人情報取扱事業者の取扱いに係る苦情相談対応等)
- 現在(※H29.5.30以降)は、事業者に対する条例上の指導・監督権限はない。
- 改正個人情報保護法の施行後、相談件数は減少
- → 一般的な相談ではなく、<u>個人情報取扱事業者との個別のトラブル案件が</u> 殆どであり、監督権限を持つ個人情報保護委員会を最終的に案内
- (3) 運用体制(各団体の担当部局、組織体系、担当職員数等)



※庁内各局担当を配置し、自己情報開示 請求及び情報公開請求に係る庁内か らの相談対応を一元的に実施

(4) 自治体間の連携状況

- 都道府県個人情報保護研究会
- 参加団体…全都道府県
- ・ 開催方法…各団体が幹事持ち回りで幹事団体にて開催(担当者が出席)
- · 開催頻度…年1回
- ・ 議題…個人情報保護制度の運用及び自己情報の開示請求の対応等の個別 事例の各団体の取扱いの情報共有

○ 県市町村情報公開·個人情報保護制度研究会

- ・ 参加団体…神奈川県及び県内33市町村
- ・ 開催方法…各団体が幹事持ち回りで幹事団体にて開催(担当者が出席)
- · 開催頻度…年1回
- ・ 議題…情報公開・個人情報保護制度の運用及び情報公開請求・自己情報の 開示請求の対応等の個別事例の各団体の取扱いの情報共有

2 個人情報保護審査会の取扱い (附属機関)

(1) 審議会等の概要

名称	情報公開・個人情報保護審議会	個人情報保護審査会
所掌事務	情報公開・個人情報保護の制度	自己情報の開示請求に係る審査請
	<u>等</u> に関する調査・審議	<u>求</u> に関する調査・審議
委員数	11 名	5名
任期	2年	2年
開催頻度	原則2か月に1回	原則毎月1回
委員構成	学識経験者(大学教授等)6名	学識経験者(大学教授、弁護士)
	県内団体(弁護士会、新聞社等)	5名
	からの推薦者5名	
会議公開	原則公開	非公開

(2) 個人情報の外部提供等に係る審議会の答申の役割

`		
	諮問事項	審議会の意見を聴く場合 (法令等に根拠がある場合等を除く)
1	要配慮個人情報の取扱い 制限(6条)	例外的に思想、信条、宗教等の要配慮個人情報 を取り扱う必要があるとき
2	本人収集原則の例外 (8条4項9号)	相当な理由があると認めて本人以外から収集するとき
3	取扱目的以外の目的によ る利用、提供制限 (9条2項9号)	相当な理由があると認めて目的外の利用、提供 を行う場合
4	オンライン結合による個 人情報の提供制限 (10条2項)	オンライン結合による保有個人情報の提供を行 う場合

3 情報公開制度との調整

- 情報公開制度との運用の一体性の状況
- ・ 個人情報保護条例の規定に基づく事務の指導及び助言等については、情報公開 広聴課個人情報保護グループが担当
- ・ ただし、自己情報開示請求に係る指導及び助言等については、情報公開請求に 係る庁内等からの相談対応を担当する同課情報公開グループが一元的に実施

4 住民との関係

○ 自己情報の開示請求等の対応状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件数	36, 425	6, 844	6, 816	5, 860

- ※ 開示請求、簡易開示請求、訂正請求、利用停止請求、問合せ、苦情相談の件数の合計
- ※ 平成28年度以降の件数減少の主な要因
- → 高等学校入学者選抜学力検査において、合格発表時に全受検者に対し、自己の点数を 通知することとしたことに伴う、簡易開示請求の減少によるもの

5 個人情報の利活用の状況

- 非識別加工情報制度の導入状況
- ・ 庁内ニーズの有無や国の動向(例. 作成組織等)を注視しながら検討
- その他団体の保有するパーソナルデータの利活用の状況
- ・ 本年7月、「かながわICT・データ利活用推進計画」を定め、その中で、個人の健康情報の収集を進めるとともに、蓄積した健康データの利活用を図ることを予定

6 国際的な制度調和

・ 外国にある事業者に提供するケース 該当事例なし

7 企業側のニーズ

- 企業等からの個人情報保護条例に関する相談・要望等の状況
- 本県には企業等から条例に関する要望は寄せられていない。
- ・ 「法の3年ごと見直し中間整理の意見募集に対する団体等からの意見」(日本 経済団体連合会、モバイル・コンテンツ・フォーラムなど)については、個人情 報保護委員会において具体的な支障事例を調査し、その結果を踏まえて検討する ことも考えられる。
- 8 地方自治との関係(条例の法による一元化を含めた規律の在り方)
- 現時点で本県では支障事例は生じていない。
- ・ 国において、支障事例があるとする地方公共団体の事例を調査し、その結果を 踏まえて検討することも考えられる。

神奈川県個人情報保護条例 (抜粋)

(利用及び提供の制限)

- 第9条 実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
 - (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
 - (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを利用し、又は提供するとき。
 - (5) 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下この号において「他の実施機関等」という。) に提供する場合で、利用する実施機関又は提供を受ける他の実施機関等において事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。
 - (6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。
 - (7) 本人以外の者に提供する場合で、当該提供が明らかに本人の利益となるとき。
 - (8) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために公安委員会又は警察本部長が利用し、又は提供するとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することに相当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。
- 3 実施機関は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その使用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(オンライン結合による提供)

- 第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による保有個人情報の提供を行ってはならない。
- 2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき、 又はその内容を変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければなら ない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等の規定に基づき提供するとき。
 - (2) 本人の同意に基づき提供するとき、又は本人に提供するとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するとき。
 - (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを提供するとき。
 - (5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供するとき。
- 3 前2項の規定は、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために公安委員会又は警察本部長が警察庁又は他の都道府県警察に保有個人情報を提供する場合には適用しない。

情 公 第 1584号 令和元年7月3日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会 会長 人 見 剛 様

神奈川県知事 黒 岩 祐



個人情報保護制度の見直しについて (諮問)

本県では、県条例の適時性を確保するために一定期間ごとの条例見直し制度を設けており、本年は神奈川県個人情報保護条例(以下「条例」という。)附則第8項に規定する「平成21年4月1日から起算して5年を経過するごと」の見直しの時期に当たっております。

つきましては、条例第50条の規定に基づき、次の諮問事項の当否について神奈川 県情報公開・個人情報保護審議会の意見を求めます。

諮問事項

1 第7条(個人情報取扱事務の登録)について

条例では、各実施機関が所管する「個人情報を取り扱う事務」について、「個人情報事務登録簿」(以下「登録簿」という。)を作成することを求めている。

登録簿には、個人情報の取扱目的や収集先等条例で定める項目を記載しているが、平成2年の条例制定以来、基本的に記載項目は変更されておらず、パーソナルコンピュータ等情報機器が発達しその使用が当然となっている現在の状況にそぐわないものとなっている。

以上を踏まえ、条例第7条で定める登録簿の記載項目を改正し、時代に合った、 分かりやすいものに改める。

2 第10条 (オンライン結合による提供) について

条例では、県の実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機を通信回線で結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にすることを「オンライン結合」と定義し、制定以来これを原則禁止し、審議会への諮問を経た上でのみこれを認めるとしている。

一方、平成2年の条例制定から約30年の間に、通信回線を介して個人情報を送受する事務処理は一般的となった。また、いわゆる「デジタル手続法」が本年5月に可決されるなど、行政の電子化の流れはさらに加速すると予測される。

本県においても、全国屈指のスピードで高齢化が進むとともに少子化が進行し、2020年頃に人口のピークを迎え、その後減少が見込まれる。こうした社会の変化に伴い、県民のニーズはますます多様化すると見込まれ、これに対応したきめ細やかなサービスの提供が求められる一方で、税財源や人的資源の縮小が懸念されている。こうした中、質の高い県民サービスを提供するには、より一層の県の業務の効率化を進める必要があり、これらを実現する上で行政の電子化は不可欠である。

こうした環境の変化に対し、本条については、例外的に適用除外事由を増やすことで対応してきたため、原則どおり審議会への諮問が必要となる事案はごく僅かとなるなど、本条の規定が本県を取り巻く環境にそぐわないものになっている。以上を踏まえ、<u>オンラインにより保有個人情報を実施機関以外の者に提供しようとするときに、必要な保護措置を講じることを条件として、審議会への諮問を不要とするよう条例第10条の規定を改正する。</u>

なお、総務省はITの利活用を進めるため、平成29年5月及び平成31年3月の 二度にわたり、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえオンライン結合制限を見 直す旨の地方自治法に基づく技術的な助言を発出し、各地方公共団体に条例の見 直しを求めている。

問合せ先

政策局政策部情報公開広聴課 個人情報保護グループ 田上、江成 電話 (045)210-3720 (直通)

1 第7条(個人情報取扱事務の登録)について

(1)現状と課題

〇 現行の個人情報事務登録簿に係る規定

(個人情報取扱事務の登録)

- 第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書(県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された行政文書で実施機関が定めるもの及び一般に入手し得る刊行物等を除く。第4号において「個人情報記録」という。)を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならない。
 - (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
 - (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日
 - (4) 個人情報記録から検索し得る個人の類型
 - (5) 前号の個人の類型ごとの次の事項
 - ア 個人情報を取り扱う目的
 - イ 個人情報の項目名
 - ウ 要配慮個人情報の取扱いの有無及び当該情報を取り扱うときは、その理由
 - エ 個人情報の収集先及び収集の方法
 - オ 保有個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
 - カ 保有個人情報を利用し、又は提供する範囲、保有個人情報を提供するとき は提供する保有個人情報の項目名<u>及び第10条第1項に規定するオンライン結</u> 合により保有個人情報を提供するときはその旨

2~6 (略)

条例第7条第1項の規定に基づき、各実施機関は規則等で個人情報事務登録簿(以下「登録簿」という。)の様式を定め、個人情報取扱事務の内容を登録簿に記載し公表してきた。

登録簿の記載項目は、平成2年の条例制定以来、基本的に変更されておらず、現在の状況にそぐわないものがあり、次のような課題がある。

第1項第4号 個人情報記録か

個人情報記録から 検索し得る個人の 類型 「検索し得る個人」の趣旨とは、例えば申請書類の所 定欄に記載する「申請者」のように、県が事務を執り行 う上で、整序して管理する必要のある個人の類型を意味 しており、書面の一部に散在する個人情報は、本欄の記 載対象ではなかった。しかし、事務の電算処理が一般化

	したことで、書面の一部に散在する個人情報も技術的には「検索し得る」ようになったため、字義どおりに「検索し得る個人」を解釈すれば、本来の制度趣旨を逸脱した運用となることが懸念される。
第1項第5号オ 保有個人情報の電 子計算機処理を行 うときは、その旨	現在の業務形態を鑑みれば、あえて「電子計算機処理」の有無を確認することの意義は希薄であると思われる。
第1項第5号カ オンライン結合に より保有個人情報 を提供するとき	諮問事項2に伴う修正が必要となる。

(2) 対応(案)

条例第7条で定める登録簿の記載項目を改正し、時代に合った、分かりやすいものに改める。

※ 改正を検討する箇所の例

個 人 情 報 事 務 登 録 簿

機関コード	局。	名 所	属コード		登 録 番	号
登録年月日	年	月 日開	始年月日	年月日	変更年月	日 年月日
登録主管室課所						
所管室課所	. "					
	名	称				
個 人情報	概目	的				
	亜 根拠法					
		得る個人の類型		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		 の個人情報
個 人 情 報	を取り	扱う目的	1			
基本	的 項 目	家庭生	活社会	生 活	資 産 ・ 収 入	その他の項目
個 □整理番号 一 □氏名 情報 □性別 の □牛年月日		□親族関係 □婚姻歴 □家族状況	□学業・□職業・□地位	-	□納税状況	□意見・要望 □相談内容 □顔写真
項□住所・部	電話番号 也)・国籍	□居住状況 □趣味 □その他 [] []	□資格 □成績・ □賞罰 □その他		□取引状況 □その他 [] []	□その他 [] [] []
要配慮個人情報の取扱い	口有 (4) (2) (5) (7) (6) (7)		る手続	□(8) 病歴 □(9) 心身の機 □(10) 健康総 □(11) 医師第3		条 例 第 6 条
個人情報の収 集先及び収集 の方法	□本人 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	_ <u>'</u> 本人以外[根拠;	————————————————————————————————————		号 [] 該当] J村 口第三セクター 口その他 []	条 例
電子計算機処理の有無		マテム名	5外部提供	□無□有[条 例 第 1 0 条
保有個人情報を 利用する範囲	□所管室課月	近のみ 所以外 [室課所名			. 1	条 例 第 9 条 ・ 第 9 条 の 2
保有個人情報 を提供する範 囲及び提供す	□他の実施権	幾関 □国 □都 也の個人 □報道	『道府県 □市			条 例 第 9 条
る項目名	1 1			4		・ 第 9 条 の 3
使用する主な	2			5	i	
個人情報記録				6		
備考						

2 第10条 (オンライン結合による提供) について

(1)条例の現状

○ 現行条例のオンライン結合制限に係る規定

(オンライン結合による提供)

- 第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による保有個人情報の提供を行ってはならない。
- 2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき、又はその内容を変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等の規定に基づき提供するとき。
 - (2) 本人の同意に基づき提供するとき、又は本人に提供するとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するとき。
 - (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを提供するとき。
 - (5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供すると き。
- 3 前2項の規定は、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために公安委員会又は警察本部長が警察庁又は他の都道府県警察に保有個人情報を提供する場合には適用しない。

(2)課題

○ オンライン結合制限についての県の認識

平成2年の条例制定から約30年の間に、通信回線を介して個人情報を送受する事務処理は一般的となったが、条例第10条については、オンライン結合を原則禁止し、審議会への諮問を経た上でのみこれを認める規定はそのまま、平成21年及び平成26年に適用除外事項を加える改正を重ねて対応を図ってきた。

一方で、本年5月には、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図る、いわゆる「デジタル手続法」が可決されるなど、行政の電子化の流れはさらに加速することが予測されている。

本県においても、全国屈指のスピードで高齢化が進むとともに少子化が進行し、2020年頃に人口のピークを迎え、その後減少が見込まれる。こうした

社会の変化に伴い、県民のニーズはますます多様化すると見込まれ、これに対応したきめ細やかなサービスの提供が求められる一方で、税財源や人的資源の縮小が懸念されている。こうした中、質の高い県民サービスを提供するには、より一層の県の業務の効率化を進める必要があり、これらを実現する上で行政の電子化は不可欠である。

○ 立法施策上の課題

条例第10条のような、原則を禁止とし、例外として適用除外事項を列挙する規定は、原則部分が大きく例外部分が小さいことが望ましいが、現行の条例第10条は、原則部分が小さく例外部分が大きい規定となっており、ほとんど全てが例外部分に当てはまり適用対象が僅かに残るのが実態であり、本条の規定が本県を取り巻く環境にそぐわないものになっている。

なお、情報セキュリティ対策等の必要な保護措置は、神奈川県情報セキュリティポリシーの運用のなかで、現時点においても講じられている(別紙参照)。

○ 国の技術的助言

総務省はITを活用し行政サービスの向上や行政運営の効率化を図るため、 平成29年5月及び平成31年3月の二度にわたり、行政機関個人情報保護法の 趣旨を踏まえオンライン結合制限を見直す旨の地方自治法に基づく技術的助 言を発出し、各地方自治体に対し条例を見直すよう求めている。

(3) 対応(案)

オンラインにより保有個人情報を実施機関以外の者に提供しようとするときに、必要な保護措置を講じることを条件として、審議会への諮問を不要とするよう条例第 10 条の規定を改正する。

(空白ページ)

神奈川県における情報セキュリティ対策等の必要な保護措置について

県が所管する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、「神奈川県情報セキュリティポリシー」(以下「セキュリティポリシー」という。平成15年4月1日施行)を定めている。

セキュリティポリシーは、情報システムの調達に当たりその仕様が、情報セキュリティを確保できる内容であることを求めている。これに基づき、<u>情報システムを導入しようとする所属が作成した調達仕様書は、県庁内でICTを担当する部局の評価を</u>受ける。(→ 「1 県内部での評価」)

セキュリティポリシーでは、併せて、当該情報システムを<u>本稼働する前に専門能力</u> を有する第三者による技術的検証を受検し、脆弱性が存在しないことを確認すること を求めている。(→ 「2 第三者による技術的検証」)

1 県内部での評価

新規に一定規模以上の情報システム開発を行う場合、「情報システム開発等評価」の協議対象とされ、その必要性・運用体制等を確認し評価される。評価を受ける際には、ネットワークの接続について開発協議調書に記載する。この評価は、構想、事前、調達、事後の各段階で行われる。

情報システム開発等<u>評価の最終判断は</u>、各局の企画調整担当課長をメンバーとする I C T推進調整会議で決定され、<u>組織全体で共有</u>される。

次表に事務局(情報公開広聴課)が一所属として開発した行政文書目録検索・閲覧システムでの適用を示す。

表	行政文書目錄	るっぱい はんしゅう こうしゅう ひょうしゅう ひょうしゅう ひょうしゅう ひょうしゅう ひょう ひょう ひょう しゅう ひょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	問覧シス	テム	の内部評価
1X		水 1 大 カマ		/	マンドリロは6千1001

段階	評価の視点	評点 (
構想	対象	象外
	(平成 27 年度制度化。本シス	ステムの構想は平成 25 年度)
事前	業務分析を踏まえ、必要かつ十分な性	評価区分: a
	能、セキュリティ、安定性及び信頼性	事業内容にあった性能、安定性等が期
H27.10	に考慮したシステム構成となっている	待できるとともに、使用する情報レベ
	カュ	ルに応じたセキュリティの確保が期待
		される
調達	事前評価で示されたとおりの必要かつ	評価区分: a
	十分な性能、セキュリティ、安定性、	事前評価どおりのシステム構成を要求
H28. 11	及び信頼性に考慮したシステム構成と	している、または一部事前評価と異な
	なっているか	る構成が要求されているが合理的な理
		由が存在する
事後	稼働後1年以上約	圣過した後に実施
	(本システムの稼働は平成30年4)	月。令和元年度下半期に実施予定)

2 第三者による技術的検証

システムの本稼働前に、第三者による技術的検証を実施し、脆弱性が存在しないことを確認することとしている。

例 行政文書目録検索・閲覧システムの第三者技術的検証(事務局:情報公開広聴課所管)

時 期	平成30年3月6日 ~ 平成30年3月9日
	(再診断:平成30年3月26日 ~ 平成30年3月27日)
検証実施者	株式会社神戸デジタル・ラボ
脆弱性診断の	総当たり攻撃等の疑似的な攻撃によりシステムの脆弱性を診断
具体方法	
診断結果	他サイトへの攻撃の踏台となる危険等の問題を発見
	(セキュリティの関係で詳細な記述を略)
結果の反映等	問題点を改善後、再診断を受け、問題が解消されたことを確認
稼働日	平成30年4月1日

なお、ICT担当部署では<u>本稼働後も定期的又は必要に応じ第三者による技術的</u> 検証を実施することを推奨しており、上述の「行政文書目録検索・閲覧システム」 も毎年度の実施を予定している。 神奈川県知事 黒 岩 祐 治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 人 見



個人情報保護制度の見直しについて (答申)

神奈川県個人情報保護条例第50条の規定に基づき令和元年7月3日付け情公第 1584号で諮問のありました標記のことについては、審議の結果、諮問の内容を適当 なものと認めます。

当審議会の意見

神奈川県個人情報保護条例(以下「条例」という。)附則第8項の規定を受けて、 貴職が条例の見直しを検討する次の1及び2の項目についての当審議会の意見は、 次のとおりです。

1 第7条(個人情報取扱事務の登録)について

条例第7条で定める登録簿の記載項目を改正し、時代に合った、分かりやすい ものに改める諮問内容は適当なものと認める。

ただし、第7条第1項第5号カの規定については、次項(1)の趣旨を踏まえた上で検討すること。

2 第10条 (オンライン結合による提供) について

オンラインにより保有個人情報を実施機関以外の者に提供しようとするときに、必要な保護措置を講じることを条件として、審議会への諮問を不要とするよう条例第10条の規定を改正する諮問内容は適当なものと認める。

ただし、次の(1)から(3)について検討すること。

- (1) 「オンライン結合」の定義については、その名称も含めて検討し、通信回線を介して保有個人情報を送受するシステム全般を対象とすること。
- (2) 「必要な保護措置」については、神奈川県情報セキュリティポリシー等を遵守し情報セキュリティ対策に万全を期すことを明確にすること。
- (3) 現行規定の「公益上の必要があり」及び「個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき」の趣旨を維持すること。